

## 試験における不正行為の処置について

不正行為は、試験の際に、代理受験、カンニングペーパーの持込、答案用紙の交換、携帯電話等の使用、他人の答案の盗み見等の行為が該当します。また、レポートの盗用・剽窃（他人の文章を引用なしにあたかも自分の文章として記載すること。）も不正行為にあたります。

不正行為を行った場合は、鹿児島大学法文学部規則第21条に基づいて、試験科目を無効にする措置がとられます。原則として、同条第1項第3号、当該期の全受験科目を無効とする措置がとられます。

### ・法文学部規則抜粋

第21条 試験\*の際、不正行為の事実があったときは、次の各号のいずれかの措置をとる。

- (1) 当該受験科目の無効
- (2) その他の受験科目を含めての無効
- (3) 当該期の全受験科目の無効

2 前項各号のいずれかの措置を受けた者については、学則60条により教授会の議を経て、学長が懲戒\*\*することがある。

試験\* 試験には、筆記、レポート、口述等を含みます(法文学部規則第18条)。

懲戒\*\* 懲戒には、退学、停学及び訓告の種類があります(学則第60第条2項)。